

南九州市選挙管理委員会告示第 37 号

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 40 条第 1 項ただし書の規定により、投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げるので、同法第 40 条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 1 月 27 日

南九州市選挙管理委員会  
委員長　門園博徳

投票区名	投票所閉鎖時刻
第 1 投票区～第 24 投票区	午後 6 時